

有限会社エム・ピー・ケアサービス指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、有限会社エム・ピー・ケアサービスが開設する指定居宅介護支援事業所「ケアサポートセンターもみじ」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称など）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアサポートセンターもみじ
- (2) 所在地 埼玉県戸田市笹目南町 20-24-202

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員兼務 1名
事業所の従業者の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援事業を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業時間及び営業日）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 連携体制 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 事業所の相談室（必要に応じて居宅）
- (2) 課題分析表の種類 ケアサポートセンターもみじ独自方式
- (3) サービス担当者会議開催場所 事業所の相談室（必要に応じて居宅）
- (4) 居宅訪問の頻度 少なくとも月1回以上

(5) モニタリングの結果記録 月 1 回

2 第 7 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 20 キロ未満 500 円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 20 キロ以上 800 円

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

3 公平中立に関するもの

(1) 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることを利用者及び家族に対して説明する。

(2) 居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能である事を利用者及び家族に説明する。

4 医療機関との連携に関するもの

(3) 入院時、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求めるものとする。

(4) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

5 相談支援事業者との連携に関するもの

(6) 利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(7) 管理者は主任介護支援専門員であるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、戸田市の区域とする。

(苦情処理)

第 8 条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 9 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、有限会社エム・ピー・ケアサービス取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則 *改正年月日を追加

この規定は、平成14年9月1日から施行する。

この規定は、平成18年6月14日から施行する。

この規定は、平成20年1月1日から施行する。

この規定は、平成24年7月1日から施行する。

この規定は、平成26年7月10日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年7月16日から施行する。

この規定は、令和3年11月16日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。第12条改正

この規定は、令和7年1月16日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年9月1日から施行する。第4条、第6条2の2、第7条改正

この規定は、令和8年10月1日から施行する。第5条改正